

青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学（以下「本学」という。）学則第56条第2項の規定に基づき、本学入学者選抜・継続支援管理委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、アドミッション・ポリシー及び本学における学生支援の方針に基づき、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学者選抜（一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜、大学入学共通テスト利用選抜、特定地域内学部選抜、社会人特別選抜、留学生選抜及び編入学選抜）の基本方針に関すること。
- (2) 入学者選抜の実施に関すること。
- (3) 入学許可者の選考基準及び合格予定者の決定、入試総括書の作成等の確認・調整などの入学者選抜管理に関すること。
- (4) 大学入学共通テストの実施に関すること。
- (5) 学生募集の戦略等に関すること。
- (6) 学修支援、学生生活支援及び進路支援等に関すること。
- (7) 退学・除籍・転学をした者（以下「離学者」という。）の防止対策等に関すること。
- (8) 入学金及び授業料の免除に関すること。
- (9) その他、委員会の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学監
- (4) 学部長
- (5) 学科長
- (6) 別地キャンパス長
- (7) 第3項第1号に規定する学部入学試験実施委員会委員のうちから各学部1名
- (8) 学生募集戦略局長
- (9) 事務局長
- (10) 別地キャンパス事務長
- (11) 入試課長

- (12) 学生課長
- (13) その他アドミッション・オフィサーに指名された者
- (14) その他学長が指名した者
- 2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の教職員を委員会に出席させることができる。
- 3 委員会の中に、次の各号に掲げる部会等を置く。
 - (1) 学部入学試験実施委員会
 - (2) 入学者選抜選考部会
 - (3) 学生募集戦略部会
 - (4) 離学者防止対策部会
 - (5) 学生相談・特別支援センター
 - (6) 学修支援センター
 - (7) 薬学教育センター
 - (8) 情報教育サポートセンター
 - (9) 国際交流センター
 - (10) キャリア支援部会
 - (11) 修学支援新制度適格認定部会
 - (12) 特待制度編成・運営部会
- 4 前項に掲げる部会等に関して必要な事項は、別に定める。

(委員の任命及び任期)

第4条 前条第1項第7号の委員は、学長が任命する。

- 2 前項の委員の任期は4月1日から1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を主宰し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、学長が指名する者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の成立及び議決)

第6条 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。この場合において、第3条第1項第4号及び第7号に規定する委員のうち、少なくとも各学部において、それぞれ1名以上の出席を必要とする。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長がやむを得ないと事情と判断した場合は、代理委員の出席を認める。

(運営部会)

第7条 委員会の中に、第3条第3項の部会等間の連携を図ることを目的とした運営部会を置くことができる。

2 運営部会長は、学長とする。

3 運営部会の構成員は、委員の中から学長が指名する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学生募集戦略局において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和5年5月1日から施行する。

2 青森大学入学試験実施規程は、廃止する。

附 則

1 この規程は、令和5年6月28日から改正し、施行する。

2 学生募集タスクフォースの設置及び運営について（学長裁定）は廃止する。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から改正し、施行する。

2 令和6年4月1日から、本学入学者選抜管理委員会は本学入学者選抜・継続支援管理委員会に改める。

附 則

この規程は、令和7年1月29日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から改正し、施行する。